

一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会
「佐賀県プレミアム付タクシー券(佐賀県タクシー乗らんば!券)」販売事業業務約款

第1章 総則

(趣旨)

第1条 一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会(以下、「協会」という。)は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油や原材料の価格高騰によりさらなる消費の冷え込みが懸念される状況の中、個人消費を喚起し、地域商業を活性化させるため、佐賀県からの補助事業として、プレミアム付タクシー券(タクシー乗らんば!券)、以下「タクシー券」という。)の販売事業を行う。

2 本事業名を「佐賀県プレミアム付タクシー券販売事業」とする。

3 本事業の実施に関しては、この約款に定めるところによる。

(実施主体)

第2条 タクシー券発行団体は、協会とする。

(実施内容)

第3条 協会は、タクシー券印刷、タクシー券販売、消費(利用)されたタクシー券の回収時の加盟店への換金事務、県民への広報PR、その他タクシー券発行・販売において必要な業務を行うものとする。

(実施期間)

第4条 本事業は、交付決定日から令和5年2月20日までとする。

(発行総額等)

第5条 タクシー券の発行総額は 72,500,000 円とする。なお、タクシー券の販売総額は、58,000,000 円とし、その25%にあたる額をプレミアム分として上乗せした額を発行総額とする。

(タクシー券の販売内容)

第6条 発行するタクシー券は、額面500円券10枚綴りを1セットとして販売する。

2 タクシー券の種類は1種類の共通券とし、偽造防止用紙を使用する。

(タクシー券面表示事項)

第7条 タクシー券には、次の事項を記載する。

(1) タクシー券の名称

(2) 有効期間

(3) 発行元

(4) 額面金額

(5) 利用タクシー事業者欄

(6) 協会加盟タクシー事業者のみ利用ができること

(7) 釣銭は支払われないこと

(8) タクシー券の払い戻し、交換、再発行はできないこと

(9) タクシー券の盗難、紛失、滅失は購入者の責任とし、タクシー券の発行者は責を負わないこと

(10) 有効期限を過ぎた場合、タクシー券は無効となること

(11) タクシー券の転売や現金との引き換えはできないこと

(12) SAGA おいし〜と食事券 2022〜やっぱり佐賀が好き〜との併用はできないこと。

(13)約款の存在

(14)管理番号

第2章 タクシー券の販売

(購入対象者)

第8条 タクシー券の購入対象者は、制限しない。

(販売限度額)

第9条 タクシー券は、一人あたり1セット(4千円)から販売し、10セット(4万円)を限度とする。

(販売方法及び引換期間)

第10条 タクシー券の購入希望者は、先着順にタクシー券を購入する。

2 協会は、タクシー券販売帳簿を作成し、販売場所、タクシー券販売日、セット数及び購入金額を記録する。

3 タクシー券の販売期間は、令和4年10月1日(土)から令和5年1月20日(金)までの期間で、協会が指定する日とする。

(販売所)

第11条 タクシー券の販売場所は、一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会(佐賀市若楠二丁目7番2号)、同佐賀駅バスセンター(佐賀市駅前中央一丁目12-1)の他、協会会員タクシー事業者及びその他協力販売所とする。

(販売周知)

第12条 販売の周知方法は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

(1)新聞折り込み広告等

(2)ラジオ広告

(3)販売所(会員タクシー事業者を含む。)の店頭広告

(4)協会ホームページによる広告

第3章 タクシー券の利用

(利用期間)

第13条 タクシー券の利用期間は、令和4年10月1日(土)から令和5年1月20日(金)までの期間とし、利用期間を経過したタクシー券は無効とする。

(タクシー券の利用約款)

第14条 タクシー券の利用に関する事項は、「佐賀県プレミアム付タクシー券利用約款」に定める。

第4章 加盟店

(加盟店:タクシー事業者)

第15条 加盟店たるタクシー事業者(以下、「加盟タクシー事業者」という。)は、協会加盟全てのタクシー事業者とする。

(加盟タクシー事業者の登録手続き)

第16条 加盟タクシー事業者の登録手続きは不要とする。

(事業における負担金)

第17条 タクシー券のプレミアム分の負担金及びタクシー券換金における手数料は、佐賀県からの補助対象経費に含めるものとし、加盟タクシー事業者は負担しないものとする。

(換金期間)

第18条 加盟タクシー事業者が利用者から受け取ったタクシー券の換金期間は、令和4年11月1日(火)から令和5年2月20日(月)までの期間において協会が定めた日とする。

(換金方法)

第19条 加盟タクシー事業者がタクシー券を換金する場合は、前条の規定により定めた日において、協会が定めるプレミアム付タクシー券換金申請書及び第20条第5号に定めた使用済タクシー券を協会へ提出するものとする。

2 協会は、内容を審査の上、加盟タクシー事業者が指定した金融機関の口座へ入金するものとする。

3 前条の規定により定めた期間を過ぎたタクシー券は、無効とし、換金できないものとする。

(加盟タクシー事業者の責務)

第20条 加盟タクシー事業者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 利用者が利用期間中にタクシーの乗車運賃の決済のためタクシー券をタクシー運転者に交付して利用したときは券面額の決済を行うこと。
- (2) タクシー券は1乗車につき複数枚利用可能とすること。
- (3) 受領したタクシー券の券面額の合計が、当該乗車運賃の金額に満たない場合は、その不足額について現金等でお支払いいただくこと。
- (4) 加盟タクシー事業者は、利用者が利用期間中にタクシー券をタクシー運転手に交付して利用したときは、乗務記録簿にタクシー券の利用日、利用枚数及び金額を記載すること。
- (5) 利用者から受け取ったタクシー券の交換、譲渡、売買、再利用をしてはならないこと。
- (6) 利用者から受け取ったタクシー券は、再利用防止のため加盟タクシー事業者印又は代表者の印を押印すること。
- (7) タクシー事業者の押印のあるタクシー券は、受け取りを拒否するとともに速やかに協会に申し出ること。
- (8) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに協会に申し出ること。
- (9) 協会が配布するチラシ等を利用者の見やすい場所に掲示すること。
- (10) 協会及び佐賀県若しくは国が本事業の調査等を行う時には、報告等の協力をすること。
- (11) 本約款に定める規則を遵守するとともに、協会からの指示を遵守すること。
- (12) お客様と乗車された加盟タクシー事業者との取引において、タクシー券をご利用された後、万一、クレームその他の問題が生じた場合には、お客様と当該運行会社との間で解決すること。

(加盟タクシー事業者の資格喪失等)

第21条 前条各号に違反する行為が認められた場合は、換金の拒否、加盟タクシー事業者の資格停止及び損害金の請求を行うことがある。

(紛失等の責任)

第22条 利用者から受け取ったタクシー券の盗難、紛失、滅失は、加盟タクシー事業者の責任と

する。

第5章 雑則

(返還請求等)

第23条 タクシー券を購入した者が不正等を目的として次のことを行った場合は、プレミアム相当額の返還を請求し、協会で審議し決定した処理を取ることができる。

- (1) タクシー券を他人に売却し、利益を得ること。
- (2) タクシー券を担保に提供し、又は質入れをすること。
- (3) 加盟タクシー事業者が自ら事業上の取引又は自社サービス等の提供に利用すること。
- (4) その他タクシー券の目的に相反する行為

(協会の責務)

第24条 協会は、次に掲げる事項を執行しなければならない。

- (1) タクシー券の売上金は、換金のために使用すること。
- (2) タクシー券の発行、回収及び在庫枚数等を記載した記録を残すこと。
- (3) タクシー券の保管は、特に厳重に行うこと。
- (4) タクシー券の盗難、紛失等が発生したときは、速やかに事業実施責任者(協会専務理事)に盗難、紛失が発生したタクシー券番号を報告するとともに加盟タクシー事業者にその旨を通知すること。
- (5) 上記の各号のほか、本事業に必要な運営管理を行うこと。

(紛失等の責任)

第25条 協会の過失によるタクシー券の盗難、紛失、滅失は、協会の責任とし、損害の補填をするものとする。

(その他)

第26条

- (1) タクシー券発行事務に関する問い合わせ先は、協会とする。
- (2) 加盟タクシー事業者からのタクシー券に関する問い合わせ先は、協会とする。
- (3) この約款に定めるもののほか、タクシー券事業の実施に伴い必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

この約款は、令和4年8月23日から施行する。

【問合せ窓口】

一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会
〒849-0928 佐賀県佐賀市若楠二丁目7番2号
電話 0952-31-2341、FAX0952-31-2342